

国立大学法人佐賀大学一般事業主行動計画

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画)

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2019年4月1日 ～ 2022年3月31日

2. 課題

管理職に占める女性の割合が低い。

- 医療職員を除く職種において、女性管理職の割合が低い。
- 教育職員は、専門分野に特化した雇用形態のため、女性研究者の少ない分野の場合、採用女性比率が低くなる。

3. 目標

- 管理職に占める女性比率について 15%以上を維持する。
- 事務系職員を対象とした研修の見直しにより管理職に占める女性比率の向上を図る。

4. 取組内容

副課長級及び係長級を対象とした研修及び管理職を対象とした研修の内容に、意識啓発の要素を取り入れる。

- 2019年 6月 ～ 研修プログラムの検討
- 2019年 7月 ～ 研修の実施。併せて管理職を対象とした啓発研修の内容を検討。
- 2020年 4月 ～ 研修時に受講者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、より効果的な内容を検討、改善し、研修の内容の充実を図る。

自治体が実施する女性のキャリアアップに繋がる研修、セミナー等を受講させる。

- 2019年 4月 ～ 県及び市町村等が実施する女性に特化したキャリアアップ研修、セミナー等を積極的に受講させる。

管理職等の登用の際に同評価の場合、女性を優先して登用する。

- 2019年 4月 ～ 管理職登用の際に全く同じ評価であれば女性を優先することとし、管理職候補者となる副課長級のポストでも積極的に女性を登用する。
※男女雇用機会均等法違反とならない区分のみに設定する。(管理職における女性の比率が4割を下回っている区分のみ)
また、採用の際にも女性の比率が4割を下回っている区分について、同様の取扱いとする。